

**改正**

平成31年3月25日条例第8号

津市久居アルスプラザの設置及び管理に関する条例

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、久居アルスプラザ（以下「プラザ」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 本市における文化芸術の振興を図り、もって地域の再生及び活性化に資するため、プラザを設置する。

(名称及び位置)

**第3条** プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 津市久居アルスプラザ
- (2) 位置 津市久居東鷹跡町246番地

(施設)

**第4条** プラザに次に掲げる施設を設置する。

- (1) ときの風ホール
- (2) アートスペース
- (3) 展示施設、会議施設その他の活動施設

(指定管理者による管理)

**第5条** プラザの管理は、法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

**第6条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 文化芸術事業の企画及び実施に関する業務
- (2) プラザの使用の許可に関する業務
- (3) プラザの施設、設備器具等の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

**第7条** 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従いプラザの管理を行わなければならない。

(指定管理者の指定の申請)

**第8条** 指定管理者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) プラザの管理に係る事業計画書
- (2) プラザの管理に係る収支計画書
- (3) 申請者の経営状況を説明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(指定管理者の指定)

**第9条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準によって当該申請の内容を総合的に審査した上、指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) プラザの運営に関し、住民の平等利用を確保することができる者であること。
- (2) プラザの効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減を図ることができる者であること。
- (3) プラザの管理を適確に遂行するに足る物的能力及び人的能力を有している者であること。

(事業報告書の作成及び提出)

**第10条** 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) プラザの管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 第15条第1項に規定する利用料金の収入の実績
- (3) プラザの管理に係る経費の収支状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、年度の中途において第12条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に前項の事業報告書を提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

**第11条** 市長は、プラザの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理

の状況に関し、定期に若しくは必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

**第12条** 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(使用の許可)

**第13条** プラザを使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。

2 指定管理者は、プラザの管理上必要があるときは、使用許可に条件を付すことができる。

(使用の制限)

**第14条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれのあるとき。
- (2) 施設、設備器具等を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- (3) その他管理上支障を来すおそれのあるとき。

(利用料金)

**第15条** 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、プラザの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該使用許可の際に納付しなければならない。ただし、指定管理者が全部又は一部の後納を認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表第1から別表第5までに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

**第16条** 指定管理者は、前条の規定にかかわらず、公益上必要があると認めるときは、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

**第17条** 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するとき、その全

部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由により使用することができないとき。

(2) 指定管理者が指定する日までに使用許可の取消しを届け出たとき。

(権利譲渡等の禁止)

**第18条** 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

**第19条** 指定管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を停止し、又は使用許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。

(2) 許可を受けた目的に反して、施設及び設備器具を使用したとき。

(3) 第14条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の場合において、使用者に損害が生じても、本市は、その責めを負わない。

(特別の設備)

**第20条** 使用者は、センターに特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

**第21条** 指定管理者は、その指定の期間が終了したとき、又は第12条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、設備器具等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、施設及び設備器具の使用を終えたとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

**第22条** 使用者その他プラザを利用する者（以下「使用者等」という。）が、故意又は過失により施設、設備器具等を損傷し、又は滅失したときは、市長の定める額を賠償しなければならない。

(使用者等に対する指示)

**第23条** 指定管理者は、プラザの管理上必要があるときは、使用者等に対し指示をすることができる。

(委任)

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（平成31年3月規則第10号で、同32年6月6日から施行）
- 指定管理者の指定その他の必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成31年3月25日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第15条関係）

ときの風ホール施設の利用料金の上限額

単位 円

使用区分				時間区分		①	②	③	④	⑤	⑥
				午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで		
とき の風 ホー ル	平日 の使 用	入場 料等 を徴 収し ない 場合	一般使用の場合		7,000	10,000	14,000	17,000	24,000	31,000	
			営利又は宣伝を 目的とする場合		14,000	20,000	28,000	34,000	48,000	62,000	
	入場 料等 を徴 収す る場 合	一般 使用 の場 合	入場料等 1,000円 以下		8,000	12,000	17,000	20,000	29,000	37,000	
			入場料等 1,000円 を超え 3,000円		9,000	13,000	18,000	22,000	31,000	40,000	
		合	入場料等 1,000円 を超え 3,000円		9,000	13,000	18,000	22,000	31,000	40,000	
			入場料等 1,000円 を超え 3,000円		9,000	13,000	18,000	22,000	31,000	40,000	

			以下						
			入場料等 3,000円 を超える	11,000	15,000	21,000	26,000	36,000	47,000
		営利 又は 宣伝	入場料等 1,000円 以下	14,000	20,000	28,000	34,000	48,000	62,000
		を 目 的 と す る 場 合	入場料等 1,000円 を超え 3,000円 以下	18,000	25,000	35,000	43,000	60,000	78,000
			入場料等 3,000円 を超える	21,000	30,000	42,000	51,000	72,000	93,000
土曜 日、日 曜日 又は 休日 の使 用	入場 料等 を徴 収し ない 場合	一般使用の場合		9,000	14,000	19,000	23,000	33,000	42,000
		営利又は宣伝を 目的とする場合		18,000	28,000	38,000	46,000	66,000	84,000
用	入場 料等 を徴 収す る場 合	一般 使用 の場 合	入場料等 1,000円 以下	11,000	17,000	23,000	28,000	40,000	51,000
			入場料等 1,000円 を超え 3,000円 以下	12,000	18,000	25,000	30,000	43,000	55,000

			入場料等 3,000円 を超える	14,000	21,000	29,000	35,000	50,000	64,000
		営利 又は 宣伝 を目的とする 場合	入場料等 1,000円 以下	18,000	28,000	38,000	46,000	66,000	84,000
			入場料等 1,000円 を超え 3,000円 以下	23,000	35,000	48,000	58,000	83,000	106,000
			入場料等 3,000円 を超える	27,000	42,000	57,000	69,000	99,000	126,000
楽屋1				300	400	600	700	1,000	1,300
楽屋2				300	400	600	700	1,000	1,300
楽屋3				600	800	1,300	1,400	2,100	2,700
楽屋4				800	1,100	1,700	1,900	2,800	3,600
主催者控室				200	300	500	500	800	1,000
シャワー室				500	500	500	500	500	500
〔備考〕									
1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。									
2 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。									
3 指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、1時間を限度として延長して使用させることができるものとし、その延長に係る利用料金は、次の各号に掲げる時間区分を超える使用にあっては、それぞれ当該各号に定める金額とする。									
(1) 時間区分① 時間区分①の利用料金の10分の3の額									

- (2) 時間区分②及び④ 時間区分②の利用料金の10分の3の額
- (3) 時間区分③、⑤及び⑥ 時間区分③の利用料金の10分の3の額
- 4 ときの風ホールをその使用区分に係る準備若しくは原状回復又はリハーサルのために使用する場合における利用料金は、当該使用区分に係る時間区分の利用料金の2分の1の額とする。
- 5 ときの風ホールの1階席のみを使用する場合における利用料金は、当該使用区分に係る時間区分の利用料金の10分の7の額とする。
- 6 冷暖房時の利用料金については、ときの風ホールにあつては1時間（使用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。）につき2,400円、楽屋及び主催者控室にあつては当該利用料金の10分の3の額を加算する。

別表第2（第15条関係）

アートスペース施設の利用料金の上限額

単位 円

使用区分			時間区分	①	②	③	④	⑤	⑥
				午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
アートスペース	平日の使用	入場料等を徴収しない場合	一般使用の場合	3,300	5,000	7,500	8,300	12,500	15,800
			営利又は宣伝を目的とする場合	6,600	10,000	15,000	16,600	25,000	31,600
	入場料等を徴収する場合	一般使用の場合	入場料等1,000円以下	4,000	6,000	9,000	10,000	15,000	19,000
入場料等1,000円を超え			4,300	6,500	9,800	10,800	16,300	20,600	

			3,000円 以下						
			入場料等 3,000円 を超える	5,000	7,500	11,300	12,500	18,800	23,800
		営利 又は 宣伝 を目的とする 場合	入場料等 1,000円 以下	6,600	10,000	15,000	16,600	25,000	31,600
			入場料等 1,000円 を超え 3,000円 以下	8,300	12,500	18,800	20,800	31,300	39,600
			入場料等 3,000円 を超える	9,900	15,000	22,500	24,900	37,500	47,400
土曜 日、日 曜日 又は 休日 の使 用	入場 料等 を徴 収し ない 場合	一般使用の場合		4,300	6,500	9,800	10,800	16,300	20,600
		営利又は宣伝を 目的とする場合		8,600	13,000	19,600	21,600	32,600	41,200
	入場 料等 を徴 収す る場 合	一般 使用 の場 合	入場料等 1,000円 以下	5,200	7,800	11,800	13,000	19,600	24,800
			入場料等 1,000円 を超え 3,000円	5,600	8,500	12,700	14,100	21,200	26,800

			以下						
			入場料等 3,000円 を超える	6,500	9,800	14,700	16,300	24,500	31,000
		営利 又は 宣伝	入場料等 1,000円 以下	8,600	13,000	19,600	21,600	32,600	41,200
		を目 的と する 場合	入場料等 1,000円 を超え 3,000円 以下	10,800	16,300	24,500	27,100	40,800	51,600
			入場料等 3,000円 を超える	12,900	19,500	29,400	32,400	48,900	61,800
楽屋5				300	400	600	700	1,000	1,300
楽屋6				300	400	600	700	1,000	1,300

〔備考〕

- 1 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券、資金募集等名目のいかんを問わず、入場について直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。
- 3 指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、1時間を限度として延長して使用させることができるものとし、その延長に係る利用料金は、次の各号に掲げる時間区分を超える使用にあっては、それぞれ当該各号に定める金額とする。
  - (1) 時間区分① 時間区分①の利用料金の10分の3の額
  - (2) 時間区分②及び④ 時間区分②の利用料金の10分の3の額
  - (3) 時間区分③、⑤及び⑥ 時間区分③の利用料金の10分の3の額
- 4 アートスペースをその使用区分に係る準備若しくは原状回復又はリハーサルのために使用

する場合における利用料金は、当該使用区分に係る時間区分の利用料金の2分の1の額とする。

5 冷暖房時の利用料金については、当該利用料金の10分の3の額を加算する。

別表第3（第15条関係）

展示施設等の利用料金の上限額

単位 円

時間区分			①	②	③	④	⑤	⑥
			午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後10時まで	午前9時から午後10時まで
ギャラ リー	3分の 1室使 用	一般使用の場合	600	900	1,400	1,500	2,300	2,900
		営利又は宣伝を目的とする場合	1,200	1,800	2,800	3,000	4,600	5,800
	3分の 2室使 用	一般使用の場合	1,200	1,800	2,700	3,000	4,500	5,700
		営利又は宣伝を目的とする場合	2,400	3,600	5,400	6,000	9,000	11,400
	全室使 用	一般使用の場合	1,800	2,700	4,100	4,500	6,800	8,600
		営利又は宣伝を目的とする場合	3,600	5,400	8,200	9,000	13,600	17,200
エントランスロ ビー（アーツ クエア）	一般使用の場合	2,200	3,300	5,000	5,500	8,300	10,500	
	営利又は宣伝を目的とする場合	4,400	6,600	10,000	11,000	16,600	21,000	
ミーティングル ーム1	一般使用の場合	300	400	600	700	1,000	1,300	
	営利又は宣伝を目的とする場合	600	800	1,200	1,400	2,000	2,600	
ミーティングル ーム2	一般使用の場合	400	600	900	1,000	1,500	1,900	
	営利又は宣伝を目的とする場合	800	1,200	1,800	2,000	3,000	3,800	
壁面（ひさいア	一般使用の場合	400	600	900	1,000	1,500	1,900	

一トストーリー ト) 1	営利又は宣伝を目的とする場合	800	1,200	1,800	2,000	3,000	3,800
壁面 (ひさいア 一トストーリー ト) 2	一般使用の場合	100	200	200	300	400	500
	営利又は宣伝を目的とする場合	200	400	400	600	800	1,000
壁面 (ひさいア 一トストーリー ト) 3	一般使用の場合	100	200	200	300	400	500
	営利又は宣伝を目的とする場合	200	400	400	600	800	1,000
壁面 (ひさいア 一トストーリー ト) 4	一般使用の場合	200	300	500	500	800	1,000
	営利又は宣伝を目的とする場合	400	600	1,000	1,000	1,600	2,000
壁面 (2階展示 エリア) 1	一般使用の場合	400	600	900	1,000	1,500	1,900
	営利又は宣伝を目的とする場合	800	1,200	1,800	2,000	3,000	3,800
壁面 (2階展示 エリア) 2	一般使用の場合	200	300	500	500	800	1,000
	営利又は宣伝を目的とする場合	400	600	1,000	1,000	1,600	2,000
壁面 (2階展示 エリア) 3	一般使用の場合	100	200	200	300	400	500
	営利又は宣伝を目的とする場合	200	400	400	600	800	1,000
壁面 (2階展示 エリア) 4	一般使用の場合	100	200	200	300	400	500
	営利又は宣伝を目的とする場合	200	400	400	600	800	1,000
屋外ステージ	一般使用の場合	100	100	100	200	200	300
	営利又は宣伝を目的とする場合	200	200	200	400	400	600
〔備考〕							
1 指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、1時間を限度として延長して使用させることができるものとし、その延長に係る利用料金は、次の各号に掲							

げる時間区分を超える使用にあつては、それぞれ当該各号に定める金額とする。

- (1) 時間区分① 時間区分①の利用料金の10分の3の額
- (2) 時間区分②及び④ 時間区分②の利用料金の10分の3の額
- (3) 時間区分③、⑤及び⑥ 時間区分③の利用料金の10分の3の額

2 ギャラリー、エントランスロビー、壁面及び屋外ステージをその使用区分に係る準備若しくは原状回復又はリハーサルのために使用する場合における利用料金は、当該使用区分に係る時間区分の利用料金の2分の1の額とする。

3 冷暖房時の利用料金（ギャラリー又はミーティングルームに係るものに限る。）については、当該利用料金の10分の3の額を加算する。

**別表第4**（第15条関係）

活動施設の利用料金の上限額

単位 円

使用区分		使用時間1時間当たりの利用料金	
ミュージックルーム1	一般使用の場合	400	
	営利又は宣伝を目的とする場合	800	
ミュージックルーム2	一般使用の場合	300	
	営利又は宣伝を目的とする場合	600	
バンドルーム	一般使用の場合	400	
	営利又は宣伝を目的とする場合	800	
カルチャールーム1	一般使用の場合	400	
	営利又は宣伝を目的とする場合	800	
カルチャールーム2	2分の1室使用	一般使用の場合	200
		営利又は宣伝を目的とする場合	400
	全室使用	一般使用の場合	400
		営利又は宣伝を目的とする場合	800
カルチャールーム3	一般使用の場合	200	
	営利又は宣伝を目的とする場合	400	
アトリエ	一般使用の場合	200	

	営利又は宣伝を目的とする場合	400
ピアノルーム	一般使用の場合	300
	営利又は宣伝を目的とする場合	600
〔備考〕		
1 使用時間が1時間に満たないときの当該使用時間は、1時間とする。		
2 冷暖房時の利用料金については、当該利用料金の10分の3の額を加算する。		

別表第5（第15条関係）

設備器具の利用料金の上限額

単位 円

名称		区分	利用料金
舞台設備 器具	所作台	1式(化粧框(がまち)を含む。)	5,000
	平台	1台	150
	蹴込み	1式	500
	松羽目	1式	2,000
	金びょうぶ	1双	1,500
	銀びょうぶ	1双	1,500
	鳥の子びょうぶ	1双	1,500
	めくり台	1台	100
	指揮者台	1台	300
	指揮者用譜面台	1台	200
	楽士用譜面台	1台	100
	姿見	1台	200
	地がすり	1式	1,000
	紗(しゃ)幕	1張	1,000
	毛せん	1枚	200
	長座布団	1枚	200
	上敷	1枚	250
	司会者台	1台	300
	演台	1台(花台を含む。)	700

	音響反射板	1 式（天井反射板ライトを含む。）	6,000
	オーケストラピット（前舞台）	1 式	5,000
	仮設花道（上手）	1 式	1,500
	仮設花道（下手）	1 式	1,500
	バレエマット	1 式	3,000
	スクリーン（ときの風ホール）	1 式	1,000
	スクリーン	1 式	800
照明設備 器具	フットライト（移動型）	1 台	100
	ローアホリゾンライト	1 系統	250
	ボーダーライト	1 系統	200
	アッパーホリゾンライト	1 系統	500
	センターピンスポットライト	1 台	1,000
	スポットライト	1 キロワットにつき	200
	エフェクトマシン	1 台	500
	波マシン	1 台	500
	ミラーボール	1 台	600
	LEDパーライト	1 台	500
	LEDスポットライト	1 台	200
	音響設備 器具	録音再生機器	1 台
録音再生機器（バンドルーム用）		1 台（1 回当たり）	500
移動用スピーカー		1 式	1,000
コンデンサーマイクロホン		1 本	800
ダイナミックマイクロホン		1 本	500
ワイヤレスマイクロホン		1 本	1,000
3 点つりマイクロホン装置		1 式（マイクロホンを除く。）	1,000
サブミキサー		1 式（コードを含む。）	500
拡声装置	1 式（マイクロホンを	1,500	

		除く。)	
その他の 設備器具	プロジェクター（ときの風ホール用）	1 式	3,000
	プロジェクター（アートスペース用）	1 式	2,000
	映像再生機器	1 台	200
	移動用プロジェクター	1 台	1,000
	移動用スクリーン	1 式	500
	移動用 P A セット	1 式	1,000
	フルコンサートグランドピアノ	1 台（調律料を除く。）	6,000
	展示台	1 台	100
	展示パネル（3連）	1 枚（ライトを含む。）	300
	展示パネル	1 枚（ライトを含む。）	100
	展示用スポットライト	1 個	100
	茶道用具	1 式	1,000
	電源コンセント	1 キロワットにつき	100

〔備考〕

- 1 利用料金（録音再生機器（バンドルーム用）に係る利用料金を除く。以下この表において同じ。）は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで又は午後6時から午後10時までを単位とする。
- 2 スポットライト及び電源コンセントの使用電力に1キロワット未満の端数があるとき、又は使用電力が1キロワット未満であるときは、これらを1キロワットとする。
- 3 活動施設で使用する場合における利用料金については、1時間を単位とし、1時間当たりの利用料金は、当該利用料金の3分の1の額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた額）とする。
- 4 活動施設で使用する場合における設備器具の使用時間が1時間に満たないときの当該使用時間は、1時間とする。